



高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯** が対象です。
- **学校またはお住まいの都道府県** への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は昨年度に引き続き、**家計が急変した世帯に対する支援** を実施します。

例：国公立の高校等に通っている子供がいる場合の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	110,100円	129,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円	150,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】 ※令和2年度から高校等の専攻科も新たに対象	48,500円	50,100円



【奨学給付金】

家計が急変した世帯に対する支援

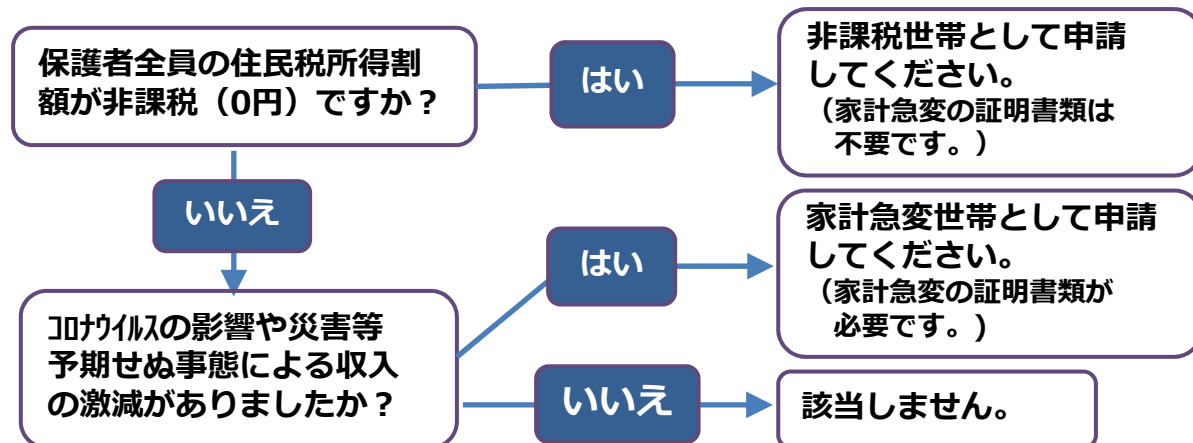
「生活保護受給世帯」、「非課税世帯」のほか「家計急変世帯」が支給対象となります。

- ・「家計急変世帯」：新型コロナウイルスの影響や災害等予期せぬ事態により収入が激減し、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯
 - ・「家計急変世帯」と認められるおおよその目安
 - 2人世帯で年収見込が170万円未満、3人世帯で年収見込が220万円未満
 - 4人世帯で年収見込が270万円未満、5人世帯で年収見込が320万円未満…
- ※何人世帯であるかは扶養の状況から認定するため、実際の世帯人数と異なる場合があります。
 ※保護者が2人いて、どちらにも収入がありどちらも被扶養者にならないと判断される場合は、2人の年収見込の合算ではなく、それぞれの年収見込、扶養の状況により認定します。

世帯状況	給付額（年額）
【全日制等】（第1子）	110,100円
【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
【通信制・専攻科】	48,500円

- ① 7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。
- ② 7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。

対象確認フローチャート



提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

①家計急変の発生事由を証明する書類	必ず提出…家計急変による申請理由書 該当する場合に提出…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国および地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、など
②家計急変の前と後の収入を証明する書類	【家計急変前】課税証明書の写し ※保護者全員分 【家計急変後】 （会社員）会社作成の給与見込、給与明細書（直近3カ月分）など （個人事業主）年間収支見込計算書、税理士または公認会計士の作成した証明書類など
③保護者の扶養親族を確認するための書類	扶養親族分全員の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など